

(厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部改正)

第十四条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合(平成十八年厚生労働省告示第五百五十号)の一部を次の表のよう
うに改正する。

改正後	改正前								
<p>一 (略)</p> <p>一 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注5の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定生活介護事業所等（共生型生活介護事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="324 826 1079 1324"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</td> <td>百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）	<p>一 (略)</p> <p>一 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定生活介護事業所等（共生型生活介護事業所並びに指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1191 826 1946 1324"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</td> <td>百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合								
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）								
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合								
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）								

四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）	百分の七十

四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）	百分の七十

練)事業所等」という。)の指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
- (一) 利用定員が十一人以下の指定自立訓練(機能訓練)事業所等 指定障害福祉サービス基準第百六十二条又は第百六十二条の五において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合

- (二) (略)
- (2) (略)

ロ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等(共生型自立訓練(機能訓練)事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
--------------------	-----------------------

練)事業所等」という。)の指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
- (一) 利用定員が十一人以下の指定自立訓練(機能訓練)事業所等 指定障害福祉サービス基準第百六十二条又は第百六十二条の四において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合

- (二) (略)
- (2) (略)

ロ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等(共生型自立訓練(機能訓練)事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
--------------------	-----------------------

指定障害福祉サービス基準 又は指定障害者支援施設基準 の規定により、指定自立訓練 (機能訓練)事業所等に置く べき看護職員、理学療法士、 作業療法士若しくは言語聴覚 士、生活支援員(下欄におい て「看護職員等」という。) 又はサービス管理責任者の員 数を満たしていないこと。	百分の七十(看護職員等 の員数を満たしていない 状態が三月以上継続して いる場合又はサービス管 理責任者の員数を満たし ていない状態が五月以上 継続している場合は、百 分の五十)
--	--

指定障害福祉サービス基準 又は指定障害者支援施設基準 の規定により、指定自立訓練 (機能訓練)事業所等に置く べき看護職員、理学療法士若 しくは作業療法士、生活支援 員(下欄において「看護職員 等」という。)又はサービス 管理責任者の員数を満たして いないこと。	百分の七十(看護職員等 の員数を満たしていない 状態が三月以上継続して いる場合又はサービス管 理責任者の員数を満たし ていない状態が五月以上 継続している場合は、百 分の五十)
--	--

六〜八 (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注10の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ・ロ (略)

九の二 (略)

九の三 介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

六〜八 (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ・ロ (略)

九の二 (略)

九の三 介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注10の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

(略)

(略)